

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

|  |                              |    |
|--|------------------------------|----|
| 処 分 名  | 同居の承認                        |    |
| 処 分 の 概 要  | 市営住宅での同居を承認する。               |    |
| 根 拠 法 令 名  | 松山市営住宅管理条例(平成9年条例第28号)       |    |
| 条 項  | 第12条第1項                      |    |
| 所 管 課  | 住宅課                          |    |
| 経由機関での処理期間   | なし                           |    |
| 所管課での処理期間  | 5日                           |    |
| 標準処理期間   | 計                            | 5日 |
| 判断基準   | 松山市営住宅管理条例第12条第2項各号に該当しないこと。 |    |
| 【根拠法令等】  |                              |    |
| 松山市営住宅管理条例   |                              |    |
| (同居の承認)  |                              |    |
| 第12条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条及び次項で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。                     |                              |    |
| 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、第3号イの場合を除き、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。 |                              |    |
| (1) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号に規定する金額を超える場合  |                              |    |
| (2) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合  |                              |    |
| (3) 前項の規定により同居させようとする者が次のいずれかに該当する場合   |                              |    |
| ア 前項の入居者の3親等以内の親族でない者  |                              |    |
| イ 暴力団員   |                              |    |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

市営住宅同居承認申請



審査



承認・不承認